

第4章

東京都障害者短期入所説明会

障害者短期入所事業

《令和7年度版》

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

令和8年1月

～目次～

第4章 資料集

I 要領・通知

東京都障害者(児)短期入所事業取扱要領(都加算).....	P 3
「地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定等について(通知)」.....	P 7
「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(通知)」.....	P 9
「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(通知)」.....	P 11
食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料に関する指針.....	P 15
障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて.....	P 16
「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(通知)」.....	P 17
建物の所有者・管理者の皆様へ(建物の適法性に関する確認について).....	P 26

II 運営費・施設整備等に関する補助制度

jGrantsのご案内.....	P 32
運営費に関する補助.....	P 35
施設整備費に関する補助.....	P 37

III 人材確保・育成支援関連事業

人材育成関連事業.....	P 46
---------------	------

IV 指定申請・変更届に係る提出書類一覧

指定申請関連.....	P 50
変更届出関連.....	P 52
問合せ先一覧.....	P 53

V 障害福祉計画概要

障害福祉計画概要.....	P 56
---------------	------

●お問合せ先●

○お問合せの内容により、所管部署が異なります。本資料の問合せ先一覧でご確認ください。

○申請に関する事項は以下の担当までご連絡ください。

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室
TEL 03-6302-0286

○個別相談も行っております。電話・来庁どちらでも可。

来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

○受付時間

月曜から金曜(祝日を除く)

9:00～12:00 13:00～17:00

○運営、制度に関する事項は以下の担当までご連絡ください。

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当
TEL 03-5320-4151

FAX 03-5388-1408

E-mail S1140702@section.metro.tokyo.jp

第4章

資料集

I 要領・通知

東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領

22福保障自第1618号
平成23年3月16日

改正 6福祉障地第2号
令和6年4月1日

（目的）

第1条

この要領は、区市町村が支出する障害者（児）短期入所事業等に要する経費に対し、東京都がその一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条

この補助金は、次の事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、区市町村が支給する指定障害福祉サービス等（法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に要する費用
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6に基づき、区市町村が行う措置（うち短期入所に限る。）

（補助対象経費）

第3条

この補助金の補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費とする。

（補助金交付額）

第4条

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。ただし、医療連携体制加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）第7の5の規定により国給付費の医療連携体制加算を算定している場合に、別表に定める補助基準額に当該国給付費の算定回数を乗じた額とし、精神科医療連携体制加算については、別紙の2に定める算定要件を満たしている場合に、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。

（補助の条件）

第5条

- (1) 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月1日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに3年を経過した場合は、3年を経過した月から次に受審を完了した月

までのサービス提供分について、補助金を交付しない。ただし、平成30年4月1日以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して3年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、補助金を交付する。なお、福祉サービス第三者評価に係る書類は5年間保存すること。

- (2) 事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。また、新たに指定を受ける場合や事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則、都に事業計画を提出すること。
- (3) 上記（1）及び（2）に係る書類について、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第5条については、平成33年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表

補助基準額								
1 障害者短期入所（2の場合を除く）								
(1) 福祉型短期入所サービス費（I）								
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分5	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分4	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分3	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分2	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分1	0	5	35	126	187	308	400	490
(2) 福祉型短期入所サービス費（II）								
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,683	1,827	1,863	1,970	2,041	2,185	2,292	2,400
区分5	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分4	2,382	2,457	2,476	2,534	2,572	2,647	2,703	2,760
区分3	2,663	2,721	2,735	2,779	2,807	2,865	2,908	2,950
区分2	2,764	2,805	2,816	2,846	2,867	2,908	2,939	2,970
区分1	44	85	96	126	147	188	219	250
(3) 福祉型強化短期入所サービス費（I）								
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分5	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分4	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分3	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分2	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分1	0	5	35	126	187	308	400	490
(4) 福祉型強化短期入所サービス費（II）								
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,683	1,827	1,863	1,970	2,041	2,185	2,292	2,400
区分5	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分4	2,382	2,457	2,476	2,534	2,572	2,647	2,703	2,760
区分3	2,663	2,721	2,735	2,779	2,807	2,865	2,908	2,950
区分2	2,764	2,805	2,816	2,846	2,867	2,908	2,939	2,970
区分1	44	85	96	126	147	188	219	250
(5) 福祉型強化特定短期入所サービス費（I）								
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330

区分5	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分4	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分3	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分2	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分1	0	5	35	126	187	308	400	490

2 障害者短期入所（区分6から4の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

(1) 福祉型短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	10,210	10,429	10,485	10,650	10,761	10,980	11,145	11,310
区分5	11,756	11,943	11,990	12,130	12,223	12,410	12,550	12,690
区分4	13,268	13,422	13,460	13,577	13,654	13,808	13,924	14,040

(2) 福祉型強化短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	7,522	7,799	7,869	8,077	8,216	8,494	8,702	8,910
区分5	9,056	9,302	9,363	9,546	9,668	9,913	10,097	10,280
区分4	10,580	10,792	10,844	11,004	11,110	11,322	11,481	11,640

(3) 福祉型強化特定短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	8,160	8,424	8,490	8,688	8,820	9,085	9,282	9,480
区分5	9,605	9,839	9,897	10,071	10,187	10,421	10,596	10,770
区分4	11,061	11,263	11,313	11,465	11,566	11,768	11,919	12,070

(4) 福祉型短期入所サービス費（II）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	7,003	7,147	7,183	7,290	7,361	7,505	7,612	7,720
区分5	7,832	7,958	7,989	8,083	8,146	8,272	8,366	8,460
区分4	10,162	10,237	10,256	10,314	10,352	10,427	10,483	10,540

(5) 福祉型強化短期入所サービス費（II）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	4,304	4,505	4,556	4,706	4,807	5,009	5,160	5,310
区分5	5,132	5,316	5,362	5,499	5,591	5,775	5,913	6,050
区分4	7,474	7,607	7,639	7,740	7,807	7,940	8,041	8,140

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保872-1
清瀬療護園	清瀬市竹丘3-1-72

立川療護園 はごろもの音	立川市羽衣町2-63-3
短期入所 みづき	府中市朝日町3-17-5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継84-6
八王子療護園	八王子市館町2837
アミークス東糀谷	大田区東糀谷6-4-17
竹の塚あかしあの杜なごみ	足立区竹の塚7-19-11
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田3-14-19
清瀬喜望園	清瀬市竹丘3-1-72

3 障害児短期入所

(1) 福祉型短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分2	1,097	1,243	1,280	1,391	1,463	1,611	1,721	1,830
区分1	0	5	35	126	187	308	400	490

(2) 福祉型短期入所サービス費 (IV)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分2	2,238	2,305	2,320	2,371	2,404	2,470	2,520	2,570
区分1	44	85	96	126	147	188	219	250

(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分2	1,097	1,243	1,280	1,391	1,463	1,611	1,721	1,830
区分1	0	5	35	126	187	308	400	490

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分2	2,238	2,305	2,320	2,371	2,404	2,470	2,520	2,570
区分1	44	85	96	126	147	188	219	250

(5) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分2	1,097	1,243	1,280	1,391	1,463	1,611	1,721	1,830
区分1	0	5	35	126	187	308	400	490

4 医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他

(IV) - 1	698	929	986	1,159	1,274	1,505	1,678	1,850
(IV) - 2	436	580	616	724	796	940	1,048	1,156
(IV) - 3	349	465	493	580	637	753	839	925
(VII)	3,950	4,070	4,100	4,190	4,250	4,370	4,460	4,550
(VIII)	790	814	820	838	850	874	892	910

5 精神科医療連携体制加算

330円 (級地は問わない。)

受付番号	
------	--

精神科医療連携体制加算算定基準等

精神科医療連携体制加算に係る届出書

1 目的

専門職による医療機関等との連携を促進し、精神障害者の安定した地域生活継続を支援する体制を整備する。

年 月 日

東京都福祉局長 殿

2 算定要件

- (1) 法第36条第1項の規定に基づき東京都知事又は八王子市長による指定を受けている短期入所事業所であること。
- (2) 以下の項目を満たしている事業所として福祉局長に届け出ること。
 - ア 事業所の主たる対象者が精神障害者のみであること。
 - イ 精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されていること。
 - ウ 国費の医療連携体制加算(IX)を算定していないこと。
- (3) 対象者が、精神障害者として支給決定を受けていること。
- (4) 対象者に対し、生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。また、これらについて、最低5年間記録を保存しておくこと。

3 届出方法等

- 2 (2) に定める届出は、以下のとおり行うこととする。
 - (1) 届出は、精神科医療連携体制加算に係る届出書(別記第1号様式)により行うこととする。
 - (2) 新規の届出を行う場合は、毎月15日を締切とし、翌月1日より算定可能とする。
 - (3) 算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに終了の届出を行うこと。

所在地	届出者	名称	代表者職・氏名	印
-----	-----	----	---------	---

東京都障害児(者)短期入所事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

異動区分		1 新規	2 終了
異動年月日		年 月 日	
事 業 所	フリガナ 事業所名称	(郵便番号 -) (ビルの名称等)	
	主たる事業所 の所在地		
	事業所番号	主たる対象	
医療連携体制加算(IX)の届出		1 届出有	2 届出無
専門職	氏名	資格名	兼務している職種

添付書類

- 1 専門職の資格証
- 2 職員配置状況確認調査票
- 3 その他必要な書類

6 福祉障地第1232号
令和7年2月12日

各障害福祉サービス事業者 管理者 殿

東京都福祉局障害部施策推進部長
加藤 みほ
(公印省略)

令和7年度地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定等について（通知）

日頃から東京都の障害福祉施策に御理解御協力をいただき、ありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、令和6年4月1日以降、都道府県が行う障害福祉サービス等の事業者指定等に対し、区市町村が意見を申し出ることができる仕組みが開始されたところです。

これに伴い、各区市町村は、都道府県に対し障害福祉サービス等を実施しようとする事業者等から新規指定等の申請があった際、都道府県に対して申請があったことについて、「通知の求め」ができることとされました。

つきましては、「通知の求め」がある区市町村に所在する地域においては、指定申請に当たり、下記のとおり取り扱いますので、御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1 指定申請前の事前相談について

都はこれまで訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）以外の障害福祉サービス等の指定申請を予定している事業者については、都への指定申請前に運営方針、職員体制、利用予定者数等について区市町村と事前相談を行っていただきましたが、「通知の求め」があった区市町村については、訪問系サービスについても、事前相談を行っていただくことになります。

2 都への指定相談について

都（公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室）への指定相談の際に、区市町村との事前相談の内容について議事録（別添参照。任意の様式でも可。）を提出願います。

3 都から区市町村への通知について

都は「通知の求め」があった区市町村において指定申請があった場合には、原則として、指定月前月の5日までに、以下の資料を区市町村に通知します。

- (1) 指定申請書（第1号様式）
 - ア 事業所の名称及び所在地
 - イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
 - ウ 当該申請に係る事業の開始の予定月日
- (2) 資金収支予算書（訪問系サービスを除く。）
 - ア 利用者の推定数
- (3) 運営規定
- (4) 障害者総合支援法第36条第3項又は児童福祉法第21条の5の15第3項非該当誓約書（役員一覧）
 - ア 代表者の生年月日
- (5) 図面

4 区市町村から都への意見の申出について

上記3の通知を受けた区市町村は、指定月前月の原則15日までに、以下の事項を記載した書類を都へ提出します。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービス等の種類
- (2) 概要する障害福祉サービス事業者等の名称
- (3) 都が指定を行うに当たって条件を付すことを求める旨及びその理由
- (4) 条件の内容
- (5) その他必要な事項

5 指定及び条件の遵守状況について

都は、区市町村からの意見を勘案し、必要に応じ条件を付した上で指定等を行います。なお、条件を付した場合、その条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることがあります。

6 通知の求めがあった区市町村について

東京都のホームページ及び東京都障害者サービス情報に掲載していますので、御確認いただき、手続きに遗漏がないよう、対応願います。

【東京都ホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/municipal-opinion>

【東京都障害者サービス情報】

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-004>

7 事業者指定までの流れ

「通知の求め」のあった区市町村において、当該区市町村が求める障害福祉サービス等の指定申請をする際は、別紙1「新しい仕組みにおける事業者指定の流れ」を御参照ください。

8 その他

指定申請に当たり、不明な点がありましたら、別紙2「担当一覧」に記載の担当まで御連絡ください。

【担当】

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当
電話 03（5320）4324

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野京子
(公印省略)

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところであります。昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解説通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

- (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底など

◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解説通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- (2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- (3) 事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

3 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

- ※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。
- ※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。
- ※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。
- ※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご留意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

(1) 虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

(2) 身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaihō/shougaishahukushi/gyakutaiiboushi/index.html

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野京子
(公印省略)

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
- ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤ 無断外出
- ⑥ 感染症の発生
- ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
- ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
- ※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター）への通報義務があります。
※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

2 報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、**死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告**をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を【事故報告】施設・事業所名（サービス種別＊）第〇報」としてください。

*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載
(例) 【事故報告】○○福祉園（生活介護）第1報

3 自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いします。

4 令和6年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和6年度報酬改定により、別紙1に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、改めて御確認願います。

5 その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙2のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

6 報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

＜提出先＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

＜提出先＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/827929>

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/829775>

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/702093>

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/1002061>

1 令和6年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 虐待防止措置未実施減算（創設）

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- ②虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の1%を減算

(2) 身体拘束廃止未実施減算（見直し）

- ①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
- ③身体拘束適正化指針の整備
- ④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

【施設・居住系サービス※1】

1日につき5単位減算から所定単位数の10%減算に見直し

【訪問・通所系サービス※2】

1日につき5単位減算から所定単位数の1%減算に見直し

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

(3) 業務継続計画未策定減算（創設）

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【施設・居住系サービス】

所定単位数の3%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の1%を減算

<経過措置>

- ・就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない

(4) 情報公表未報告減算（創設）

障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下のとおり減算

【施設・居住系サービス】

所定単位数の10%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の5%を減算

2 運営基準の見直し

令和6年度報酬改定に伴い、以下のとおり運営基準が見直されています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 意思決定支援の推進

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると

ともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

(3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

《主な重大事故の事例》

【事例①】利用者が踏切に立ち入り電車に轢かれる死亡事故

《事故の概要》

余暇支援中に利用者が踏切内で立ち往生し、電車に轢かれて死亡。

《原因》

- 利用者は電車が好きで、これまでにも余暇支援中に踏切で電車の見学をする余暇支援を実施。
- 支援員は車を踏切付近に停車させ、利用者だけ降りて電車見学を実施。
- 支援員が適切な見守りを怠り、踏切の警報音が鳴っているにも関わらず、利用者が踏切から退避していない状況に支援員が気付けなかった。

《再発防止策》

- 外出支援時には支援員の他、添乗員を付けるなど、見守り体制を強化
- 外出支援時の見守りや安全対策についてマニュアルの見直しをし、全職員に対して注意喚起

【事例②】送迎車両による交通事故（死亡事故）

《事故の概要》

利用者を送迎中に運転手の前方不注意により、衝突を回避するため、車両が歩道に乗り上げ、運転手がパニックになり、そのまま走行し、歩行者を轢いて死亡させた。

《原因》

- 前方に車両が停車しているにもかかわらず、速度を落とさずに走行していたため、急な右折車に対応できなかった。
- 衝突を回避するため左にハンドルを切り、歩道をそのまま走行。
- 前方に歩行者がいるにもかかわらず、運転手が混乱し、ブレーキを踏まなかつた。

《再発防止策》

- 安全運転管理責任者の届出をし、運転者の適性を定期的に把握
- 安全運転指導を適切に実施するため、研修の実施などを検討
- 自動ブレーキ等、安全装置が装備された車両の導入

【事例③】誤嚥による窒息死亡事故

《事故の概要》

おやつの黒糖パンを誤嚥し、窒息により死亡した。

《原因》

- 過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。
- 当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かつた。

《再発防止策》

- 利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。
- 嚥下状態により提供するお盆の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。
- 利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
(平成十八年九月二十九日)
(厚生労働省告示第五百四十五号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第八十二条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)、第一百二十条第四項、第一百五十九条第四項(百六十四条、第百七十三条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む。)及び第一百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第十九条第四項(同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定短期入所、指定障害者デイサービス及び基準該当障害者デイサービスに係る食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第二百三十一号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。)の事業を行う事業所、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)、基準該当短期入所(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。)の事業を行う事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第百六十三条及び第百六十三条の二に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。)の事業を行う事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、基準該当自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第百七十二条及び第百七十二条の二に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。)の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第百七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所(指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。)及び指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)(以下「事業所等」と総称する。)における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を確保するため、次に掲げることにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者(指定障害福祉サービス基準第二条第一号に規定する利用者をいう。

以下同じ。)又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に關し、運営規程(指定障害福祉サービス基準第八十九条(百六十二条、第百七十二条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十三条及び第二百四条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四十一条に規定する運営規程をいう。)への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に通う者(施設入所支援を受ける者を除く。)、指定短期入所事業所の利用者又は指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者のうち指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項第一号に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。)の提供を受ける者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者の

うち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満(特定支給決定障害者にあっては、十六万円未満)であるもの又は同令第十七条第二号から第四号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料

(1) 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とすること。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

(一) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)

(二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

改正文 (平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号) 抄

平成十九年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三五九号) 抄

平成二十年七月一日から適用する。

改正文 (平成二三年九月二二日厚生労働省告示第三三八号) 抄

平成二十三年十月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月三〇日厚生労働省告示第二一一号) 抄

平成二十四年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年三月三一日厚生労働省告示第一四三号) 抄

平成二十六年四月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一六六号) 抄

平成二十八年四月一日から適用する。

附 則 (令和三年三月二三日厚生労働省告示第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成18年12月6日)

(障発第1206002号)

(各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者自立支援法による療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾ないようにされたい。

なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められること。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

(5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要な事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されること。

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

4 留意事項

(1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を一括的に徴収することは認められないものである。

(2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
- (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
- (3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるには、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

7 特定旧法指定施設における日常生活に要する費用の取扱いについて

特定旧法指定施設における指定旧法施設支援の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)及び整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)において規定されているところであるが、その具体的な取扱いについては、上記1から6までの規定に準じた取扱いとすること。

障障発 0423 第 1 号
 平成 30 年 4 月 23 日
 最終改正 障障発 0329 第 5 号
 令和 6 年 3 月 29 日

都道府県
 各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
 中核市

厚生労働省社会・援護局
 障害保健福祉部障害福祉課長
 （公印省略）

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるよう、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等について、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

II 実施主体等

1. 実施主体

情報公表制度の事務の実施主体は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する対象事業者（以下単に「事業者」

という。)に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道府県知事等とする。

ただし、市区町村長(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長を除く。)から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市区町村を管轄する都道府県知事とする。

2. 実施体制の整備

情報公表制度に係る事務は、障害者総合支援法及び児福法に基づく都道府県等の自治事務であり、都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の受理、調査、公表等の事務(以下「情報公表事務」という。)を的確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うことを基本とするが、適切な事務運営が可能であり、当該事務を実施するに相応しい中立的かつ公共性のある法人に対して委託することは差し支えない。ただし、当該事務の実施に当たり、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な事務が実施される必要があることから、委託先の選定については、特に次の点に留意すること。

- ・ 当該法人が障害福祉サービス等を自ら提供していないこと
- ・ 当該法人の役員等、構成員又は職員の多数が、障害福祉サービス等を現に提供する事業者の役員等、構成員又は職員でないこと
- ・ 当該法人の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれのこと
- ・ 安定的な事務運営が可能であること。

また、事務の委託に当たっては、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとし、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の公表を行うかの最終的な判断は、都道府県知事等が行うものとする。

なお、次に掲げる事務については都道府県知事等が実施すること。

- ・ 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項に基づく調査
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項に基づく報告若しくは報告内容の是正又は調査実施命令
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第6項及び児童福祉法第33条の18第6項に基づく指定取消し又は指定の効力の停止

III 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等

1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス(共生型障害福祉サービスを含む。)

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

- (2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

- (3) 指定計画相談支援

- (4) 指定通所支援(共生型通所支援を含む。)

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

- (5) 指定障害児相談支援

- (6) 指定入所支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

2. 障害福祉サービス等情報の具体的な内容

- (1) 報告が必須の情報

障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。)の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的な内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報とのおりとする。

- (2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報

障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報(障害福祉サービス等情報を除く。)(以下「任

意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事が定めるものであることから、事業者から報告されることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的な内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

3. 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報を円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘査し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) 実施要綱等策定の目的

本制度については、都道府県知事等が、事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱等を策定するものである。

(2) 実施要綱等の策定者

実施要綱等の策定者は、都道府県知事等とする。

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア 基準日

実施要綱等の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、4月1日とする。

イ 実施期間

実施期間は、実施要綱等を毎年定めることから、4月1日以降の1年間とする。

ウ 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福則第

36条の30の2の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

エ 報告の方法

事業者が、都道府県知事等へ障害福祉サービス等情報を報告する方法について定めるものとする。

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

とすることが適当である。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月末日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

とすることが適当である。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用と

する事業者については、報告後1か月以内
とすることが適当である。

ク その他都道府県知事等が必要と認める事項

前記ア～キ以外の事項についても、都道府県等において、個別に必要と認める事項については、適宜、各都道府県知事等の判断により実施要綱等に定めることとする。

(4) その他実施要綱等に定めることが適当な事項

以下については、必要に応じて、実施要綱等に定めることとする。

ア 障害福祉サービス等情報の取扱い

(ア) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、都道府県知事等に報告を行うこととする。

(イ) 上記(ア)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、各都道府県知事等の判断により、変更時の随時更新を求めるとしても差し支えない。

イ 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、都道府県知事等から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等の指示により、調査又は公表を行うこと。

(5) 実施要綱等の公表

都道府県知事等は、実施要綱等を定めたときは、利用者及び事業者に対して、実施要綱等の内容を周知するため、これを公表する。

4. 事業者による報告

(1) 報告する情報の作成時期

事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前の可及的新しい情報について作成するものとする。

(2) 報告の時期

事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府県知事

等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。

(3) 報告の内容

ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福法第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。

イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

5. 調査の実施

(1) 調査の目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児福法第33条の18第3項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、都道府県知事等が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

(2) 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、都道府県知事等が公表を行うため必要と認める場合に実施することとするが、調査を実施することが適当な場合としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

(3) 調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報を確認を行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方

法により行う。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査
対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内
外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事
項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

② 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有
無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評
価、改善指導等を行わないものとする。

③ 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事
実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認す
ることで足りるものとする。

④ 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形
式は問わないものとする。

⑤ 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該
研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認す
るものとする。

⑥ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の
研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がない
こと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて
事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了
するものとする。

(4) 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サー
ビス等情報について、都道府県知事等が必要と認める場合に当該情報の
事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、
事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みでは

ないことに留意すること。

6. 情報の公表

(1) 手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害
福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。
また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

都道府県知事等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

都道府県知事等は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平
に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が
必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、イン
ターネットによる公表を行うものとする。

また、都道府県知事等は、インターネットによる公表情報が適切に
障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町
村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努め
るものとする。

イ その他の公表方法

都道府県知事等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情
報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サ
ービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提
供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービス
の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書に、公表する障害
福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

7. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を受け
た場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18
第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業
者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

8. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事等は、あらかじめ、利用者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応方法

ア 総合的な窓口

都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報を公表することから、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

イ 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、都道府県知事等は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事等は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知
別表第一		基本情報
1. 事業所等を運営する法人等に関する事項		
法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) 		
法人等の代表者の氏名及び職名		
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 		
法人等の設立年月日		
法人等が都道府県内に実施するサービス		
<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地 		
2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項		
事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) 		
従たる事業所の有無		
所在地		
指定事業所番号		
事業所等の管理者の氏名及び職名		
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 		
事業の開始年月日若しくは開始予定期年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直前の年月日)		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定期)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 		
事業所等までの主な利用交通手段		
△ 事業所等の財務状況		
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項		

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
イ 職種別の従業者の数	・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等	従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
二 従業者の健康診断の実施状況	従業者の健康診断の実施状況 小 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数 サービス別の項目（別紙参照）
△ その他サービスの種類に応じて必要な事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
四 サービスの内容に関する事項	事業所等の運営に関する方針 サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域 サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害福祉課長通知	
3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
イ 職種別の従業者の数	職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等	従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
二 従業者の健康診断の実施状況	従業者の健康診断の実施状況 小 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数 サービス別の項目（別紙参照）
△ その他サービスの種類に応じて必要な事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	
障害福祉課長通知	
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者の人数(区分別) 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況
ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況	障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目（別紙参照）
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用 ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区別されべき費用(例: 預り金の出納管理等)の徴収状況
六 その他都道府県知事が必要と認める事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知
別表第二		運用情報
第一 サービスの内容に関する事項		
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置		
<p>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p>		
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置		
<p>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p>		
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置		
<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>		
四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置		
<p>イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p>		
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携		
<p>イ 相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>ロ 主治の医師等との連携の状況</p>		
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項		
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置		
<p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>サ 服務の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>		
二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置		
<p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p>		
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置		
<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>		
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置		
<p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p>		
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置		
<p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>		
第三 都道府県知事が必要と認めた事項		

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	<p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型医療型障害児入所施設】 運営形態</p> <p>【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間）</p> <p>【短期入所】 報酬区分</p> <p>【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型</p> <p>【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地</p> <p>全共同生活住居数</p> <p>全共同生活住居の定員数（合計）</p> <p>各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数</p> <p>【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無</p> <p>【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）</p> <p>就労支援事業事業活動計算書</p> <p>就労支援事業別事業活動明細書</p> <p>【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無</p>
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	<p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無</p> <p>【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無</p> <p>【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制</p> <p>施設名（共同生活援助のみ）</p> <p>夜勤の職員数</p> <p>宿直の職員数</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</p> <p>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</p> <p>【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃(月額)</p> <p>【短期入所】 長期利用者数</p> <p>【共同生活援助】 新規入居者数 退居者数 うち一人暮らしへの移行者数 入居者の主な日中活動の場 入居者の平均年齢 最高齢者の年齢 最年少者の年齢 個人単位居宅介護利用者の数</p> <p>【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数</p> <p>【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容</p> <p>【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数</p> <p>【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場</p> <p>【就労移行支援、就労継続支援A・B型】 一般就労への移行者数(移行率) 一般就労先での定着者数(定着率) 就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)</p> <p>【就労移行支援】 一般就労までの平均利用期間 訓練中の怪我等に対する保険の有無 一般就労への移行後の定期的な支援の有無</p> <p>【就労継続支援A型】 主な生産活動の内容 利用者数 平均賃金 社会保険の加入の有無 昇給の有無 賞与の有無 退職手当の有無 生産活動収入(年間売上高) 生産活動経費 賃金支払総額 平均労働時間 離職者数</p> <p>【就労継続支援B型】 主な生産活動の内容 平均工賃 生産活動収入(年間売上高) 生産活動経費 工賃支払総額 退所者数 訓練中の怪我等に対する保険の有無</p>			<p>【就労定着支援】 過去3年の職場定着率(支援開始後)</p> <p>【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無</p> <p>【児童発達支援】 児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無 保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数 併行通園先との連携の有無</p> <p>【放課後等デイサービス】 放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表 学校との連携の有無</p> <p>【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無</p> <p>【地域相談支援(地域移行支援)】 利用期間が6ヶ月を超える利用者の数 地域生活への移行者数 宿泊支援の設備の有無</p> <p>【地域相談支援(地域定着支援)】 利用期間が1年を超える利用者の数 一時的な滞在による支援を行う場所の有無</p>

建築物の所有者・管理者の皆様へ

**建築基準法改正（令和元年6月25日施行）
により200m²以下の用途変更の手続（確認申請）が不要になりました。**

- ・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった既存建築物の利活用の促進が法改正の目的です。
- ・法改正により、用途変更部分の床面積が200m²以下の特殊建築物（飲食店、ホテル、旅館、その他の福祉施設など）は、用途変更時に建築確認の手続が不要になりました。
詳細は、建築士等の専門家に御相談ください。

しかし！！！

確認申請を要しない場合でも、法令に適合した改修・その後の適切な維持管理が必要です。建築物を適法なものとし維持していくため、以下のとおり対応してください。

お願い①

維持保全計画を作成するとともに、定期報告の対象となる建築物については、特定行政庁への報告を適切に行ってください。

（建築基準法8条、12条）

お願い②

確認申請が不要になったとしても、建物は適法な状態にある必要があり、その責任は建物所有者や運営事業者にあります。改修に先立ち、事業者又は発注者の責任において法的なチェックを行っていただく必要があります。

P6の「違反例」のとおり、建築基準法等には詳細な規定があります。

必ず**建築士などの専門家に御相談ください。**

なお、お知り合い等に建築士等の専門家がいらっしゃらない方は、P7の「建築設計関係団体」へ御相談ください。

違反した場合には、損害賠償責任が生じる可能性があるほか、刑事罰が科されることがあります。



東京都都市整備局

○維持保全計画とは

建築基準法第8条は、建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めることを求めており、一定の建築物について必要に応じて維持保全に関する準則又は計画を策定し、その他適切な措置を講じるよう求めています。

維持保全計画作成対象建築物は以下のとおりです。

①建築基準法別表第1(い)欄(1)項から(4)項に掲げる用途（劇場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設、学校、百貨店、物販店舗など）で、その用途部分の床面積の合計が100m²を超えるもの（200m²以下のものは階数3以上のものに限ります。）

②建築基準法別表第1(い)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途（倉庫、自動車車庫など）で、その用途部分の床面積の合計が3,000m²を超えるもの

③事務所でその用途部分の床面積の合計が1,000m²を超えるもの（5階建て以上で延べ面積が2,000m²を超えるもののうち、3階以上の階で事務所部分の床面積の合計が100m²を超えるものに限ります。）

※維持保全計画の策定に当たっては、公益社団法人ロングライフビル推進協会のホームページが参考になります。 URL:<http://www.belca.or.jp/izihogen.html>

参考：建築基準法別表第1（抜粋）

	(い) 欄 用途
(1) 項	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2) 項	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園含む）……児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設等
(3) 項	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場
(4) 項	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※公衆浴場、待合、料亭、飲食店及び物品販売業を営む店舗（床面積 ≈10m ² を除く。）
(5) 項	倉庫その他これらに類するもので政令で定めるもの
(6) 項	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※映画スタジオ及びテレビスタジオ

○定期報告制度とは

ホテル、病院、飲食店、児童福祉施設などの不特定又は多数の方が利用する建築物は、適切に維持管理されていない場合には、火災等の災害が起こったときに大惨事になるおそれがあります。

このような危険を避けるため、消防法に基づく点検報告とともに、建物の安全性を確保する上で大切な調査・検査として、建築基準法第12条第1項及び第3項において、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者・管理者は、定期的に専門の技術者にこれらを調査・検査してもらい、その結果を特定行政庁(P7参照)に報告するよう定められています。

報告対象・報告時期等は次ページの表のとおりです。

詳細は、東京都都市整備局のホームページを御覧ください。

特定建築物定期調査

外壁等の落下のおそれはありませんか？

調査事項 建築物の外部・内部、屋上及び屋根、避難施設等

防火設備定期検査

火災時に防火設備はきちんと機能しますか？

検査事項 随時閉鎖式の防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）

建築設備定期検査

建築設備はきちんと機能しますか？

検査事項 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備

昇降機等定期検査

エレベーターやエスカレーターは安全ですか？

検査事項 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等

○専門の技術者

定期報告では、十分な建築防災の知識や個々の設備に関する知識を有する一定の資格を持つ調査者・検査者が、調査・検査を行う必要があります。調査・検査を行うことができる資格は、下表のとおりです。

定期報告調査・検査資格一覧

調査・検査対象	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機 遊戯施設
資格				
1・2級建築士	○	○	○	○
特定建築物調査員	○	×	×	×
防火設備検査員	×	○	×	×
建築設備検査員	×	×	○	×
昇降機等検査員	×	×	×	○

定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧

用 途	規 模 又 は 階 段	報告時期
劇場、映画館、演芸場	・地階・F≥3階 ・A>200m ² ・主階が1階でないもので A>100m ² (※) ※ A≤200m ² の場合、階数が3以上に限る。	11
観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、集会場	・地階・F≥3階 ・A>200m ² (※) ※ 平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が400m ² 未満の場合は除く。	12
旅館、ホテル	F≥3階かつA>2000m ²	13
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	F≥3階かつA>3000m ²	14
地下街	A>1500m ²	15
特定建築物	・F≥3階 ・A>300m ² (※) ※ 平家建てで床面積の合計が500m ² 未満のものを除く。	21
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(※3に掲げるものに限る。)	・地階・F≥3階 ・A≥300m ² (2階部分) ・A>300m ² (※) ※ 平家建てで床面積の合計が500m ² 未満のものを除く。	22
旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)	・F≥3階 ・A>2000m ²	23
学校、学校に附属する体育館	・F≥3階 ・A≥2000m ²	24
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	F≥5階かつA>1000m ²	28
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	・地階・F≥3階 ・A≥500m ² (2階部分) ・A>500m ²	31
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものを除く。)	・F≥3階 ・A>500m ²	32
複合用途建築物(共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。)	・F≥3階 ・A>500m ²	33
事務所その他これに類するもの	5階建て以上で、延べ面積が2000m ² を超える建築物のうちF≥3階かつA>1000m ²	34
下宿、共同住宅、寄宿舎(※3に掲げるものを除く。)	F≥5階かつA>1000m ²	40
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(※3に掲げるものに限る。)	・地階・F≥3階 ・A≥300m ² (2階部分)	41
防火設備	・上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの ・以下の用途A>200m ² の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) …用途コード29 ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 …用途コード49	前年の報告日の翌日から起算して、おおむね3か月から1年の期間をかけて、原則、以下の期間に報告 用途コード10番台 毎年4月から10月 用途コード20番台 每年4月から11月 用途コード30番台 每年4月から1月 用途コード40番台 每年4月から9月
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く。) 排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの) 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)	上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの
昇降機等	エレベーター(労働安全衛生法施行令第12条第1項第六号に規定するエレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているもの)を除く。) エスカレーター 小荷物専用昇降機(昇降機の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられた室の床面よりも50cm以上高いもの(テープルタブ)を除く。) 遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。)	ただし、かごが住戸内のみを昇降するもの(一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に設けられた昇降機)を除く

※1 F≥3階、F≥5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるものをいいます。

ただし、A≤200m²の場合、階数が3以上のものに限ります。

※2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

※3 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。

建築物の所有者・管理者の皆様には、建築物の維持保全に関する責任があり、建築物に起因する事故等が発生した場合には、責任を問われる場合があります(過失の有無など場合による。)。

実際に以下のような裁判例があります。

○損害賠償事例

・裁判例

火災による死亡事故について、自動火災報知設備不備等の不法行為責任により、飲食店経営者や管理会社社員に対し約1,600万円の支払が命じられた。

○業務上過失致死傷罪

刑法第211条

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

・裁判例

店舗火災による死亡事故について、防火扉の前に荷物を放置するなど防火管理上の義務を怠ったとして、当時の店長らが業務上過失致死傷罪に問われ、有罪判決が確定した。



○違反例について

用途の変更、テナントの入居、店舗の改装、増改築などを行う場合は、規模や確認申請の要否にかかわらず、建築基準法等に適合させる必要があります。

また、建物の一部を用途変更する場合でも、防火避難に関する一部の現行規定は、用途変更しない部分にも適用され、その規定に適合させる必要があります。※1

そのためにも、まず、現在の建物の状況を確認済証、検査済証、確認申請図面、建築士の調査等により確認する必要があります。

事前に必ず建築士に御相談の上、適切に改修・維持管理を行うようお願いします。

1 用途地域	<p>●都市計画法では様々な用途地域が定められており、用途地域によっては事業を行うことができない場合があります。 (違反例) 第一種中高層住居専用地域で住宅を旅館の用途に改装した。 (注)旅館・ホテル等は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域でない場合には、建築規制により原則として営業することができます。</p>
2 耐火構造等	<p>●3階以上の階を特定の用途※2とする場合、壁・柱等は、耐火構造(鉄筋コンクリート造など)等とする必要があります。 (違反例) ①木造3階建て延べ面積200m²以上の住宅を柱・壁等を耐火構造等とせずに飲食店に改修した。 ②木造3階建て延べ面積200m²未満の住宅を自動火災報知設備を設置せずにグループホームに改修した。 (注)小規模なホテル、就寝用途の医療・福祉施設等について、耐火建築物等といふ場合には、警報設備の設置が必要となります。</p>
3 直通階段	<p>●建築物の用途や規模に応じて(病院、診療所、児童福祉施設等で、病室や居室の床面積の合計が50m²を超える場合など※4)、避難階又は地上に通じる2以上の直通階段が必要になります。 (違反例) 木造3階建て住宅を、病室の床面積が150m²の診療所に用途変更したが、階段は一か所のままであった。</p>
4 防火区画	<p>●3階以上の階を特定の用途※2の居室として利用する場合は、階段等の豊穴部分に煙の流入を防止するため、防火戸等で区画(豊穴区画)しなければなりません。 (違反例) 木造3階建て延べ面積200m²未満の住宅の階段を間仕切りや戸で区画せずに旅館に改修した。</p>
5 間仕切壁	<p>●防火上主要な間仕切壁(居室と廊下を仕切る壁など)は準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏まで達していなければなりません。 (違反例) 改裝に伴い、部分的に間仕切壁を撤去した。</p>
6 排煙設備	<p>●建築物の規模や用途によって、火災時の煙を屋外に排出するための排煙口を設けなければなりません。 (違反例) 改裝により棚を設置し、排煙口である窓を塞いでしまった。</p>
7 非常用の照明装置	<p>●火災時や停電時にも安全に避難するため、居室及び居室から屋外へ通じる廊下・階段には、非常用の照明装置を設置しなければなりません。 (違反例) ①改裝により非常用の照明装置を撤去してしまった。 ②新たに壁を設置したため、非常用の照明装置の光が届かなくなってしまった。</p>
8 内装制限	<p>●建築物の規模や用途によって、内装の仕上げは、準不燃材料等にしなければなりません。 (違反例) 住宅を飲食店に用途変更し、もともと火気を使用しない部屋にコンロを設置したが、内装の仕上げは、準不燃材料等ではないものままであった。</p>
9 パリアフリー	<p>●病院、老人ホーム、保育所などは規格にかかわらず、パリアフリー法及び東京都建築物パリアフリー条例が適用されます。 (違反例) 住宅を保育所に用途変更したが、廊下の幅は条例上140cm以上必要なところ、100cmのままであった。※5</p>

※1 既存の建築物を用途変更する場合、既存不適格状態(建設時には適法だったが、以降の法改正などで法不適合となった状態)にある建築物については、類似する用途へ用途変更する場合や、現行規定が適用される範囲についての緩和規定があります。まずは、確認済証その他により、現在の建物の状況(既存不適格状況・法適合状況)を確認してください。

※2 建築基準法別表第1(い)欄(1項から4項)に掲げる用途で、劇場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設、学校、百貨店、物販店舗などが該当します。

※3 令和元年6月の建築基準法の改正により、小規模な建築物(階数3以下で延べ面積が200m²未満)の場合は、壁・柱等の構造及び防火区画(豊穴区画)の規制が緩和されています。

※4 壁・柱等を不燃材料とした場合などに緩和規定があります。
※5 条例では、知事がやむを得ないと認めた場合などの緩和規定があります。
上記※1から※5までについて、詳細は建築士等の専門家に御相談ください。

○各種問合せ先

(1)建築基準法に係る建築規制及び定期報告に関する問合せ先一覧

① 建物所在地が23区内又は島しょにある場合

建築物の規模(延べ面積)等	相談窓口	お問合せ先	担当業務
一万m ² 超及び島しょ	東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5388-3372~3373 03-5388-3344	建築規制 定期報告
	千代田区環境まちづくり部建築指導課	03-3264-2111(区代表)	建築規制・定期報告
	中央区都市整備部建築課	03-3543-0211(区代表)	建築規制・定期報告
	港区街づくり支援部建築課	03-3578-2111(区代表)	建築規制・定期報告
	新宿区都市計画部建築指導課	03-3209-1111(区代表)	建築規制 定期報告
	新宿区都市計画部建築調整課	03-3812-7111(区代表)	建築規制・定期報告
	文京区都市計画部建築指導課	03-3824-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	台東区都市づくり部建築課	03-5246-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	北区まちづくり部建築課	03-3908-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	荒川区防災都市づくり部建築指導課	03-3802-3111(区代表)	建築規制・定期報告
	品川区都市環境部建築課	03-3777-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	目黒区都市整備部建築課	03-3715-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	大田区まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1111(区代表)	建築規制・定期報告
一万m ² 以下(島しょ除く。)	世田谷区都市整備政策部建築審査課 世田谷区防災街づくり担当部建築安全課	03-5432-1111(区代表)	建築規制 定期報告
	渋谷区都市整備部建築課	03-3463-1211(区代表)	建築規制・定期報告
	中野区都市基盤部建築課	03-3389-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	杉並区都市整備部建築課	03-3312-2111(区代表)	建築規制・定期報告
	豊島区都市整備部建築課	03-3981-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	板橋区都市整備部建築指導課	03-3964-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	練馬区都市整備部建築課	03-3993-1111(区代表)	建築規制 定期報告
	練馬区都市整備部建築審査課	03-5608-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	墨田区都市計画部建築指導課	03-3647-9111(区代表)	建築規制・定期報告
	足立区都市建設部建築室建築審査課	03-3880-5111(区代表)	建築規制・定期報告
	葛飾区都市整備部建築課	03-3695-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	江戸川区都市開発部建築指導課	03-3652-1151(区代表)	建築規制・定期報告

② 建物所在地が市町村にある場合

(注) 建築物の規模にかかわらず、所在地ごとに各窓口へお問い合わせください。

施設地	相談窓口	お問合せ先	担当業務
①昭島市、東大和市、武蔵村山市、国立市、船橋市、多摩市又は稻城市	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課	042-548-2058~2059	建築規制
②小金井市、東村山市、東久留米市又は清瀬市	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課	042-464-0009~0010	建築規制
③青梅市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、福生市、あきる野市、日出村又は檜原村	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課	0428-23-3692~3735	建築規制
④~⑩の市町村	東京都多摩建築指導事務所管理課	042-548-2029	定期報告
八王子市	八王子市まちなか整備部建築審査課	042-626-3111(市代表)	建築規制・定期報告
立川市	立川市まちづくり部建築指導課	042-523-2111(市代表)	建築規制・定期報告
武藏野市	武藏野市都市整備部建築指導課	0422-51-5131(市代表)	建築規制・定期報告
三鷹市	三鷹市都市整備部建築指導課	0422-45-1151(市代表)	建築規制・定期報告
府中市	府中市都市整備部建築指導課	042-364-4111(市代表)	建築規制・定期報告
調布市	調布市都市整備部建築指導課	0424-81-7111(市代表)	建築規制・定期報告
町田市	町田市都市づくり部建築開発審査課	042-722-3111(市代表)	建築規制・定期報告
小平市	小平市都市開発部建築指導課	042-341-1211(市代表)	建築規制・定期報告
日野市	日野市まちづくり部建築指導課	042-585-1111(市代表)	建築規制・定期報告
国分寺市	国分寺市まちづくり部建築指導課	042-325-0111(市代表)	建築規制・定期報告
西東京市	西東京市都市整備部建築指導課	042-464-1311(市代表)	建築規制・定期報告

(2)消防法令に関する問合せ

(消火器、自動火災報知設備、誘導灯など消防用設備等の基準や点検に関すること)

それぞれの所轄の消防署にお問い合わせください。

(3)改修等に際して設計に関する相談

お問い合わせ等に建築士等の専門家がいらっしゃらない方は、以下の建築設計関係団体にお問い合わせください。

名称	電話	ホームページ
一般社団法人 東京都建築士事務所協会	03-3203-2601	https://www.taaaf.or.jp/index.html
一般社団法人 東京建築士会	03-3527-3100	https://tokyokenchikushikai.or.jp/index.html

本パンフレットの問合せ先

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎3階南側

電話 03-5388-3344 FAX 03-5388-1356

令和3年4月発行(2)75



この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。

届出の種類と時期

建物を使用する場合、法令基準等に適合しているか消防署が確認し、検査を行います。

防火対象物工事等計画届出書

工事を始める7日前までに提出してください。
※居抜き入居の場合、提出の必要ありません。

防火対象物使用開始届出書

建物の使用を始める7日前までに提出して消防検査を受けてください。
※居抜き入居の場合でも提出してください。

届出に必要な書類

建物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表、建具表

防火管理者選任届出書 消防計画作成届出書

建物の使用を始める前までに提出してください。
※建物の規模によっては、統括防火管理者選任届出書、全体についての消防計画作成届出書が必要になる場合もあります。

問合せ先

東京消防庁 消防署  で検索して建物の住所を管轄する消防署にご連絡ください。

保育所の開設

増築・改築・改装

民

泊

民泊の営業



福祉施設の営業

福祉施設への用途変更

診療所の開設



消防署への届出が必要です。

これらのほかにも届け出が必要な場合があります。

詳しくは、お近くの消防署までお問合せください。

東京消防庁

東京消防 使用開始

検索

Ⅱ 運営費・施設整備等に関する補助制度

jGrantsをぜひご利用ください

ネットでいつでも！ 補助金申請

応募から、採択後の手続きまで完結。

国や自治体の補助金が、誰でも簡単に申請できます。



24時間申請できる



申請状況がわかる



出典：[jGrants ネットで簡単！補助金申請 | jGrants](#)

短期入所開設準備経費等補助金（jGrants申請方法）

jGrantsとは

jGrants（Jグランツ）とは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をすることです。

インターネットを経由するため、国や自治体の補助金がいつでも・どこでも申請ができ、誰でも簡単に応募から採択後の手続きまで完結することができます。また、申請するために書面を郵送する必要がありません。その為、書面で行う申請に比べてコストがかからないことや、ログイン時の認証機能によって書類への押印が不要となる、などのメリットがあります。

①gBizIDの取得（事前準備）

- 当補助金はjGrants（電子申請システム）を通して申請します。
- jGrantsを利用するにあたり法人ごとに「gBizIDプライム（無料）」を取得する必要があります。
- 事業所ごとにIDを取得されたい場合は、gBizIDプライム（無料）の取得後、「gBizIDメンバー（無料）」も取得してください。

【「gBizIDプライム（無料）」取得方法】

以下のリンクからID取得申請を行ってください。

<https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

↓クリックマニュアル↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual.html>

【「gBizIDメンバー（無料）」の取得方法】P.9～を参照

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

②申請（都からの申請案内メールを受信後）

東京都から送信する案内メール内に交付申請用フォームへのjGrants用のURLが記載しています。

URLから申請手続きを行ってください。

（※限定URLのため一般に検索することはできません）

【交付申請フォーム】

交付申請フォームにて必要事項の入力を行ってください。

次に申請様式（Excelデータ）、口座振替依頼書（Excelデータ）写真及び領収書のデータのアップロードを行ってください。

※「申請様式」及び「支払金口座振替依頼書」は案内メールに添付されています。

交付申請後のスケジュール（予定）

交付申請書提出	開設日から約2週間
交付決定通知発出	申請書提出〆切から約5週間
実績報告提出（ <u>実績報告フォーム</u> ）	交付決定通知から約1週間
額の確定通知発出	報告書提出〆切から約3週間
	確定通知から約4週間

運営費関連の補助制度について

名称	内容	対象	基準額及び対象経費	支弁額	窓口	申請時期
運営費加算	短期入所を運営するための補助	短期入所	運営法人 第3章 国報酬・都加算 II 都加算について 8 都加算単価表を参照	同 左	区市町村	翌月10日
経費開設等準備補助	短期入所を始めるための補助 ※開設後に1回限り補助	家屋借上費	家屋借上げにかかった礼金、仲介手数料 <u>525,000円</u>	基準額または実際にかかった経費のうち低い額×3/4	東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当 TEL03-5320-4151 FAX03-5388-1408	開設後、指定された日まで
		管理事務費等の経費	短期入所を開設するのにかかった事務費(賃金、職員研修費)、物品購入費など <u>909,000円</u>	基準額または実際にかかった経費のうち低い額×3/4		

東京都短期入所開設準備経費等補助金について

(1) 補助対象

- 以下の3点を全て満たす事業所
- ① 新設した事業所(定員増であっても移転は対象外)
 - ② 単独型事業所又は併設事業所
(空床利用型事業所は対象外)
 - ③ 設置者が民間事業者であること

(2) 手続きの流れ

- ★ 対象法人には、指定時に本制度についてお知らせし、その後、改めて手続きについて、メールで御案内します。



※NPO、一般社団法人、株式会社等は、補助事業者認定申請が必要

- ★ 複数法人からの申請を一括して処理するため、交付申請から支出まで数か月かかります。

- ★ 指定時の現地確認において、備品類の納入確認をしますので本補助金を申請する場合は、現地確認までに、申請書の内訳を予め御作成ください。

(3) 補助までのスケジュール(予定)※あくまで目安となります。

補助事業者認定	開設日から約2週間
交付申請書提出	開設日から約2週間
交付決定通知発出	申請書提出〆切から約5週間
実績報告提出	交付決定通知から約1週間
額の確定通知発出	報告書提出〆切から約3週間
支出	確定通知から約4週間

(4) 家屋借上げ費

- ① 補助額
基準額を525,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限:393,750円)

- ② 補助対象経費
★ 権利金(礼金)、仲介手数料のみ ※敷金は対象外です。

- ③ 必要書類
★ 法人あて領収書(写)
★ 賃貸借契約書、重要事項説明書(写)

※領収書(写)に礼金・仲介手数料の個別の金額が記されていない場合は、別途内訳書を作成してください。

(5) 開設準備経費

- ① 補助額
基準額を909,000円とし、基準額または実際にかかった経費のうち低い額に4分の3をかけた額(補助額上限:681,750円)
- ② 補助対象経費
 - ★ 管理事務費…開設前の職員(事務担当職員を除く)の給与(基本給のみ、原則開設日前日までの1か月勤務実績分)、研修費用
 - ★ 初度調弁費…備品購入費、消耗品費(開設時に必要な分のみ)
 - ★ 備品…家事の際に使用する電気製品や、共有スペースで利用者も使用できるもの。
(例)冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、食器等
 - ★ 消耗品…家事や洗濯の際に使用するものや、共有スペースで利用者も使用できるもの。
(例)掃除用品、調理器具等

※管理事務費、初度調弁費等が他事業(GHなど)と共に用いる場合には、原則として定員按分により、本件補助金の対象経費を算出します。

!! 以下のものについては、補助対象外ですのでご注意ください !!

- ・SS開設日以降に購入(納品)したもの
- ・事務用品等法人が負担するべきもの (例:事務用の文房具・鍵付き書庫・パソコン・金庫・電話等)
- ・配送費、設置費
- ・他の補助金(施設整備費補助金、グループホーム開設準備経費等補助金等)を利用して購入したもの
- ・レシート、領収書等で内訳がわからないもの
- ・ポイントが付与されたものや値引きされた分
- ・その他補助対象とするのにふさわしくないもの

ポイントの対象となった商品は補助の対象外です。購入するときは、ポイントカードやクレジットカードを使用しないでください。

- ③ 必要書類
★ 管理事務費(支援員等の賃金、研修費用)
→支援員等と法人の間で交わされた雇用契約書(写)・給与明細(写)、研修の領収書等

- ★ 初度調弁費(消耗品費、備品購入費)
→法人あて領収書(写)・レシート(写)・明細書(写)
(レシートがない場合は、購入したものと金額がわかる表を添付してください。)

※契約額で税込50万円以上となる際は三者以上の複数見積もり等が必要になります。
(契約額は一品ずつの価格ではなく一般には領収書等の単位となります。)

※提出いただいた書類に関して説明資料を追加で求めることができます。

整備費補助制度について（短期入所）

＜担当＞ 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152（直通）

名称	内容	対象	基準額及び対象経費（※1）	補助額（※2）	窓口
整備費補助	<p>短期入所用の建物を整備するための補助。原則開設前に1回に限り補助。 <u>単独型事業所または併設事業所が対象（空床利用型事業所は対象外）</u></p> <p>施設整備費（創設、改築、改修、安全対策）</p> <p>消防設備加算</p> <p>防犯設備加算</p> <p>重度化等設備加算</p> <p>医療機器等設備加算</p> <p>設備整備費</p> <p>大規模修繕（既存施設）</p>	<p>運営法人</p>	<p>1床の延床面積が内法で8m²以上（1床あたり） 7,270千円</p> <p>消防法施行令別表第一(6)項口に該当する建物（1床あたり） 675千円</p> <p>消防法施行令別表第一(6)項ハに該当する建物（1床あたり） 180千円</p> <p>施設と一体的に整備する防犯設備整備費 1,000千円</p> <p>重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケア対応のための設備整備費（1床あたり） 1,400千円</p> <p>重度対応特別単価適用の短期入所が医療的ケア者の受入れにあたり必要となる医療機器等の設備整備（1件10万円以上） 6,000千円</p> <p>1件10万円以上（税抜）の設備整備費 1,500千円</p> <p>利用者の重度化、高齢化等の対応のために必要な修繕 8,900千円（※）</p> <p>※ただし、グループホームに併設する短期入所の修繕も一体的に実施する場合、補助基準額はグループホームと短期入所合わせて14,800千円となり、<u>社会福祉法人の場合は</u>補助率3/4、<u>民間企業等の場合は</u>補助率1/4となる。</p>	<p>社福等→基準額と対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額×7/8</p> <p>民間企業等→基準額と対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額×1/2</p> <p>社福等→基準額または実際にかかった経費のうち低い額×1/2</p> <p>民間企業等→基準額と対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額×1/4</p>	東京都

※1 令和7年度の基準額となります。今後変更になる場合があります。重度対応特別単価が適用される場合、施設整備費の基準額を1.5倍にします。

※2 短期入所の新規開設又は定員増を目的として行う場合。

それ以外の場合は、基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×1/2（社福等）又は1/4（民間企業等）

社福等・・・社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人

民間企業等・・・社福等以外の法人（株式会社、有限会社等）

○ 重度対応特別単価

1 目的

東京都では、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（令和6～8年度）」において、従来の基盤整備に関する目標とあわせて、新たに質の向上に関する目標を設定しています。目標達成に向け、重度障害者に対する地域支援の推進を図るため、重度障害者に対応できる地域居住の場（共同生活援助）、日中活動の場（生活介護）、在宅サービス（短期入所）の計画的な整備を推進することを目的としています。

2 補助対象

<対象法人>

社会福祉法人等（社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等）、民間企業等（株式会社、有限会社等）

<対象事業>

新たに、強度行動障害・重度重複障害（重症心身障害児（者））・医療的ケアを要する障害者を受け入れるために、共同生活援助・短期入所・生活介護事業所を整備する場合

3 補助内容

○本体工事の補助基準額を1.5倍に引き上げる、重度対応特別単価を適用します。

○重度対応特別単価が適用される場合は、特別助成として、補助率7／8を適用します。

4 主な補助条件（例）

○重度対応の施設整備の必要性が事業所所在地の区市町村の障害福祉計画に位置付けられていること。

○対象障害（強度行動障害・重度重複障害・医療的ケア）者を定員の一定割合受け入れること。

○重度障害者支援加算、医療連携体制加算等の各種加算を取得すること。

○対象障害者を受け入れるにあたり必要な設備を整えていること。

<必要とする設備の例>

強度行動障害

広めの居室、クールダウン室 等

重度重複障害

広めの居室、スヌーズレン室 等

医療的ケア

広めの居室、非常用電源、スヌーズレン室 等

5 その他

○上記条件を満たさなくなった場合は、目的外使用として財産処分の対象とします。

○重度対応特別単価の対象となる施設の入居者・利用者の募集については、整備・運営事業者と整備地の区市町村とで調整の上、募集方法を検討してください。

○重度対応特別単価を活用し整備した施設については、入居・登録された利用者を区市町村において把握してください。

連絡先

東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
【TEL】03-5320-4152 【FAX】03-5388-1407

~土地に関する補助事業 (定期借地権の一時金に対する補助事業&借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)

に共通する事項~

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152 (直通)

1 対照表

	定期借地権の一時金に対する補助事業	借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業
事業内容	定期借地権の一時金の一部を補助	土地の賃料の一部を補助
対象用地	民有地 国有地 区市町村有地	民有地 国有地
対象借地権	一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権	普通借地権 一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権
効果	契約時に一時的な出費が必要だが、毎月の賃料が減額になる！	事業開始初期の賃料負担を抑えられる！

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

2 借地借家法における借地権の種類

	普通借地権	定期借地権		
		一般定期借地権 (第22条)	建物譲渡特約付借地権 (第24条)	事業用定期借地権 (第23条)
存続期間	30年以上	50年以上	30年以上	10年以上50年未満
建物用途	制限なし	制限なし	制限なし	事業用建物の所有
終了	期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するには正当事由を要する。	期間満了による	建物譲渡による	期間満了による
その他	建物買取請求権がある。建物買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。借家関係は継続される。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。	30年以上経過した時点建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。

3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

	事業所用	寄宿舎用
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	47年
鉄骨造	38、30、22年	34、27、19年
木造	24年	22年

※鉄骨の厚さによって異なる

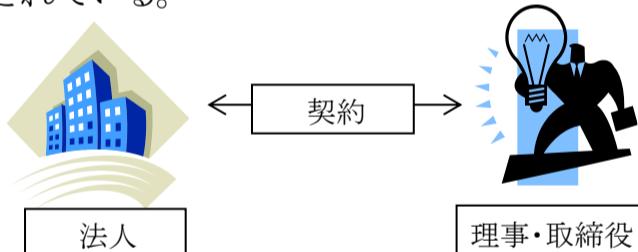
*参考:「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)

4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とは
ある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。

(例) 理事・取締役と法人との間の借地契約



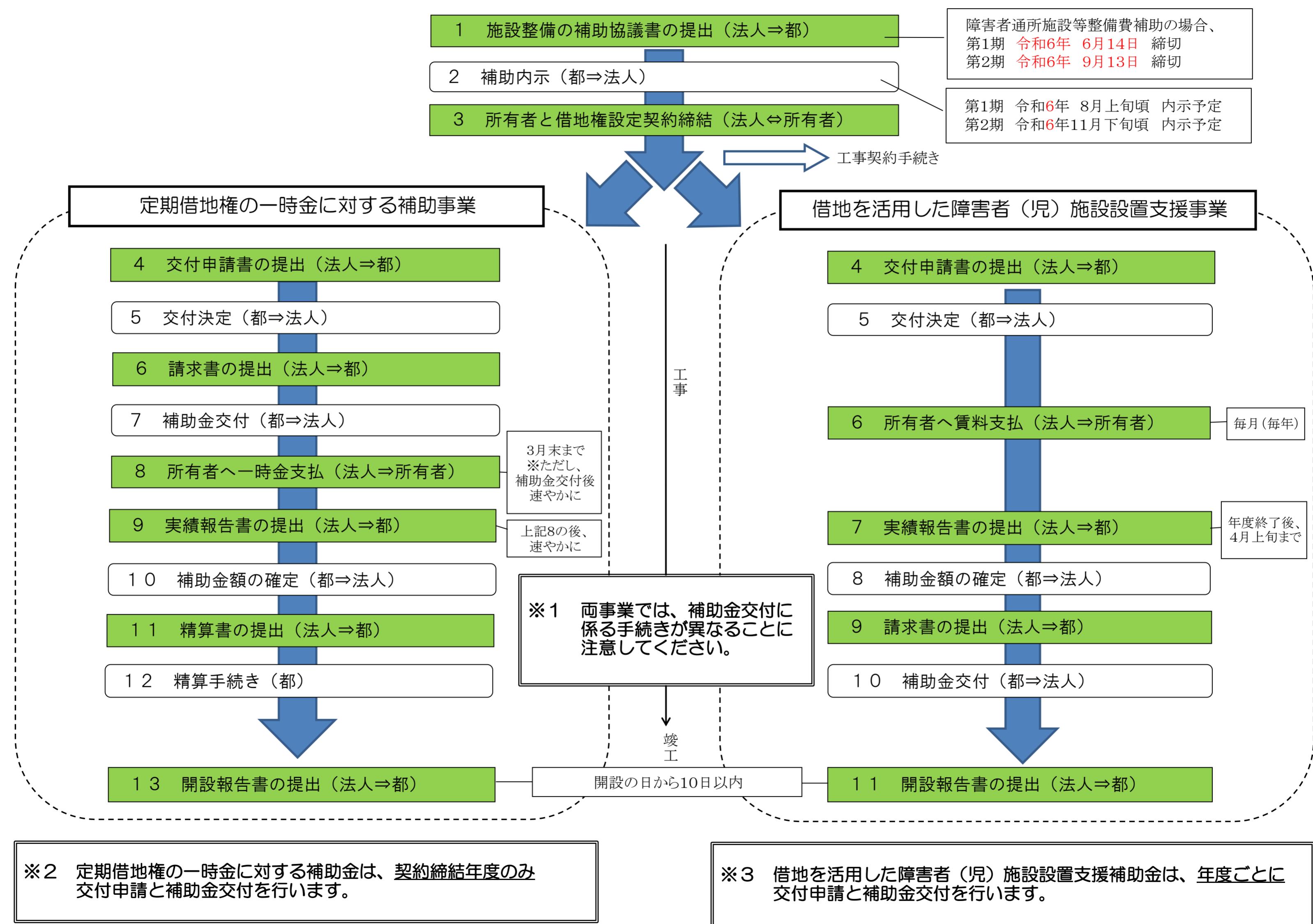
5 その他

- 両事業とも、補助条件を満たした契約であるかを確認するため、事前に都の確認を経た上で、内示後に土地所有者と契約を締結してください。
- 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。
- 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

・定期借地権の一時金に対する補助事業
『東京都福祉局>障害者>事業者の方へ>障害者の生活基盤整備>定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』
URL:<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/seikatukibanseibi/teikisyakuchi.html>

・借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業
『東京都福祉局>障害者>事業者の方へ>障害者の生活基盤整備>借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業について』

6 スケジュール



定期借地権の一時金に対する補助事業について

担当 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152(直通)

1 事業概要

- (1) 目的
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業
・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地
民有地、公有地(国有地、区市町村有地)
- (5) 補助対象経費
別表の第2欄に定める経費とする。
※ 定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。
※ 保証金として授受される一時金である場合、定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。
- (6) 補助金交付額
別表の第1欄の額に掲げる交付基準額と、第2欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。

別表

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額(定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間(1年未満の端数切捨て)を50年で除した割合を乗じるものとする。)の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。	1/2

2 事業イメージ図

* 設定条件

路線価20万円/m²、地積500m²、借地料1億2,000万円/50年(240万円/年)、
一時金5,000万円、寄付金0円、保証金225万円の場合

* 交付基準額

路線価20万円/m² × 土地面積500m² × 1/2 = 5,000万円

* 補助金交付額

交付基準額と一時金額を比較して低い方の額 × 補助率 = 補助金交付額

$$5,000\text{万円} \times 1/2 = 2,500\text{万円}$$

初年度

保証金
一時金額 5,000万円 (1/2の2,500万円を都が補助)

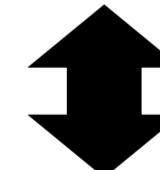
■初年度事業者負担額
借地料140万円 + 一時金2,500万円 + 保証金225万円
= 計2,865万円

■2~50年目の事業者負担額
借地料140万円/年 ※50年目に保証金返還あり

【一時金ありの場合】 借地料総額 7,000万円/50年 (140万円/年)

年間負担金額が100万円減!

【一時金なしの場合】 借地料総額 1億2,000万円/50年 (240万円/年)



※注意※

定期借地権設定契約書に、下記事項を記載する必要があります。締結前に、必ず都の確認を経た上で、締結して下さい。

- ・一時金の性質(賃料の前払いであるか)
- ・一時金額(月額賃料における充当金額が示されているか)
- ・一時金充当期間(いつからいつまで充てるのか)
- ・一時金充当期間終了前に解約された場合、一時金のうち未充当期間相当額を返還する旨の規定

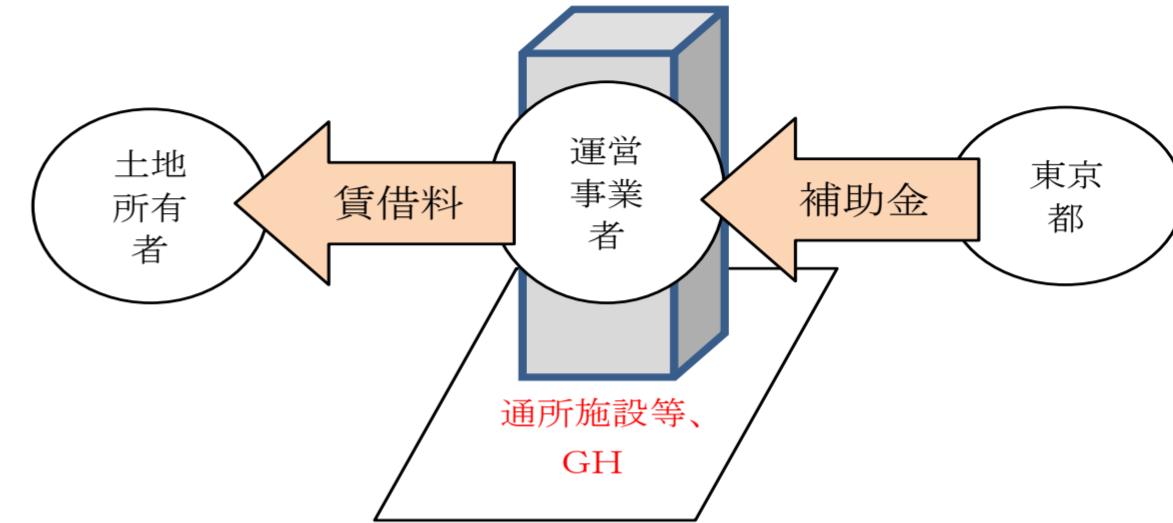
借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

＜担当＞ 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
03-5320-4152（直通）

1 事業概要

- (1) 目的
この事業は、事業者が国有地又は民有地を借り受けて障害者施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。）
- (3) 補助対象事業
・日中活動系サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所（以下「主に重心」という）
- (4) 補助対象用地
民有地、国有地
- (5) 補助対象経費
事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料
- (6) 補助金交付額
土地賃料と補助基準額を比較して少ないほうの額の1／2
- ※補助基準額
国有地：契約金額
民有地：公示地価により3段階で設定（＊）
- (7) その他
・補助対象期間は、賃貸借開始から60か月（5年間）が上限
・令和9年3月までに土地賃貸借を開始したものが対象
・賃貸借契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は補助対象外

2 事業イメージ図



【年度内に支払った賃借料と補助基準額の少ない方】 × 1／2 = 補助額

* 民有地の補助基準額

（単位：千円／年）

当該地の公示価格	通所施設等	グループホーム	主に重心
都内平均よりも低い場合	5,000	2,500	1,000
都内平均の2倍未満の場合	10,000	5,000	2,000
都内平均の2倍以上の場合	15,000	7,500	3,000

※整備予定地の公示価格がどこに該当するかについては次ページを参照すること

- * 事業開始初期の経費を抑えられ、経営の安定化が図れます。
- * 定期借地権の一時金に対する補助との併用が可能です。ぜひご活用ください！
- * 令和9年3月31日までに契約締結し、かつ土地の賃貸借期間が始まったものが補助対象となります！



別表

補助基準額

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、児童発達支援センターの場合

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000
中央区	15,000
港区	15,000
新宿区	10,000
文京区	15,000
台東区	15,000
墨田区	10,000
江東区	10,000
品川区	10,000
目黒区	15,000
大田区	10,000
世田谷区	10,000
渋谷区	15,000
中野区	10,000
杉並区	10,000
豊島区	10,000
北区	10,000
荒川区	10,000
板橋区	10,000
練馬区	5,000
足立区	5,000
葛飾区	5,000
江戸川区	5,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	5,000
立川市	5,000
武蔵野市	10,000
三鷹市	10,000
青梅市	5,000
府中市	5,000
昭島市	5,000
調布市	5,000
町田市	5,000
小金井市	5,000
小平市	5,000
日野市	5,000
東村山市	5,000
国分寺市	5,000
国立市	5,000
福生市	5,000
狛江市	5,000
東大和市	5,000
清瀬市	5,000
東久留米市	5,000
武蔵村山市	5,000
多摩市	5,000
稲城市	5,000
羽村市	5,000
あきる野市	5,000
西東京市	5,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	5,000
日の出町	5,000
檜原村	5,000
奥多摩町	5,000
大島町	5,000
利島村	5,000
新島村	5,000
神津島村	5,000
三宅村	5,000
御藏島村	5,000
八丈町	5,000
青ヶ島村	5,000
小笠原村	5,000

補助基準額

共同生活援助の場合

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500
中央区	7,500
港区	7,500
新宿区	5,000
文京区	7,500
台東区	7,500
墨田区	5,000
江東区	5,000
品川区	5,000
目黒区	7,500
大田区	5,000
世田谷区	5,000
渋谷区	7,500
中野区	5,000
杉並区	5,000
豊島区	5,000
北区	5,000
荒川区	5,000
板橋区	5,000
練馬区	2,500
足立区	2,500
葛飾区	2,500
江戸川区	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
八王子市	2,500
立川市	2,500
武蔵野市	5,000
三鷹市	5,000
青梅市	2,500
府中市	2,500
利島村	2,500
新島村	2,500
神津島村	2,500
三宅村	2,500
御藏島村	2,500
八丈町	2,500
青ヶ島村	2,500
小笠原村	2,500

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	2,500
日の出町	2,500
檜原村	2,500
奥多摩町	2,500
大島町	2,500
利島村	2,500
新島村	2,500
神津島村	2,500
三宅村	2,500
御藏島村	2,500
八丈町	2,500
青ヶ島村	2,500
小笠原村	2,500

財産処分の概要及び手続きについて

財産処分とは

補助金を受けて取得した施設・設備等を、改築、転用、移転、事業廃止等する場合は、運営所管だけでなく、整備費補助の所管(生活基盤整備担当)による事前承認が必要です。また、真にやむを得ない正当な理由がない限り、経過年数によって、財産処分の際に、補助金の返還が生じます。

財産処分制限期間例(平成29年度時点)【寄宿舎の場合】

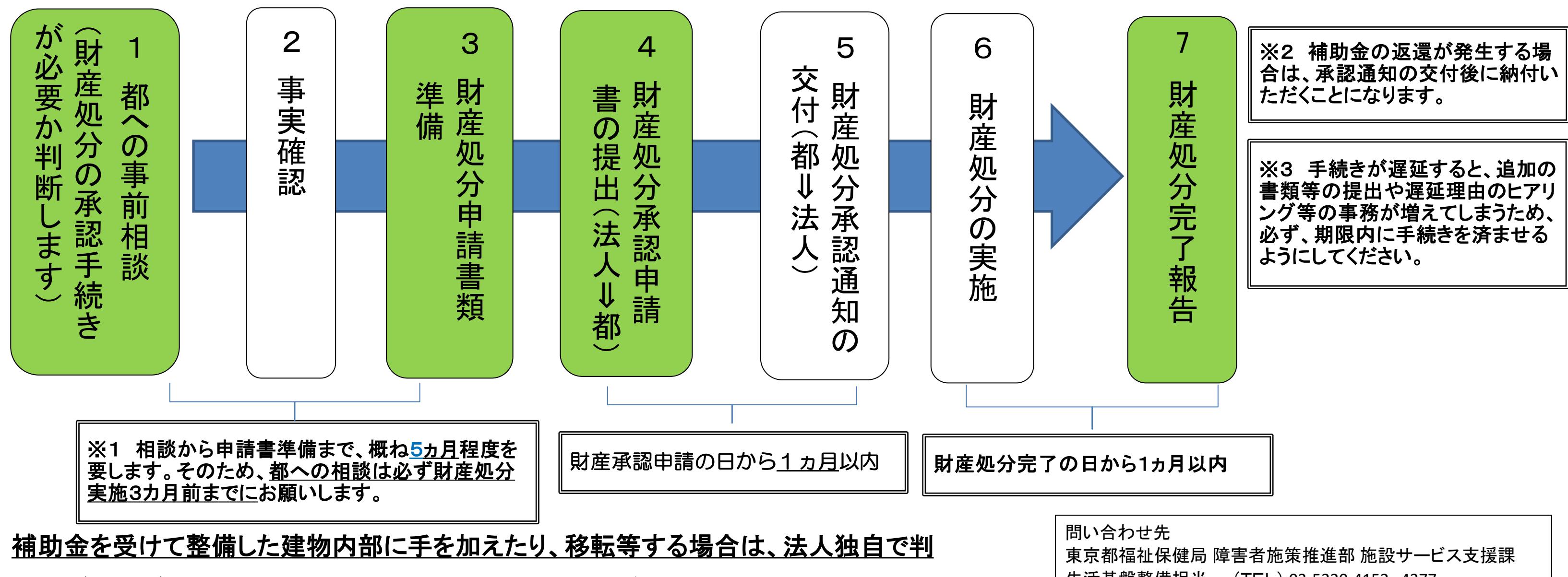
○建物:鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの⇒47年、木造⇒22年

※詳細は、厚生労働省告示第320号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間」参考

※財産処分に該当する主な事例

- ①建物の改築、移転、事業の廃止
- ②部屋の用途変更による改修(グループホームの居室を短期入所用に変更する等)
- ③事業を他法人へ譲渡(社会福祉法人化による譲渡を含む)
- ④建物の一部取壊し、設備の廃棄
- ⑤建物を担保に供する(抵当権の設定等)

財産処分の手続きの流れ



障害者施策推進区市町村包括補助事業（1）選択事業

ミ「地域生活支援拠点における緊急時受入体制事業」について

1 事業の目的

地域生活支援拠点を整備し、拠点の短期入所に有資格の支援員等を配置するなど、緊急時に重度障害者（児）を確実に受け入れる体制確保に取り組む区市町村を支援する。

2 補助対象

下記の条件を満たす取組を行う区市町村に対し、都が別に定めるところにより補助を行う。

- (1) 区市町村が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所（以下、「指定短期入所事業所」という）を、地域生活支援拠点の「緊急時の受入・対応」機能を担う拠点として定めていること。
- (2) (1)の指定短期入所事業所が、常勤職員として、①看護職員、②強度行動障害者養成研修（基礎及び実践）修了者、③行動援護従業者養成研修修了者のいずれか1名以上を配置していること。
- (3) 区市町村が、(1)の指定短期入所事業所と委託契約等を締結し、区市町村が必要と判断した利用者の短期入所受入枠を1名分以上確保していること。
- (4) (3)の契約等に際して、区市町村が、緊急受入が必要な重度障害者（児）のリストを作成していること。

3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、本事業の交付の対象となる事業の運営を適正な事業運営が可能と認められる団体等に委託又は助成して実施できるものとする。

4 補助基準額

1区市町村当たり 1名分当たり13,330円／日（補助率1／2）

5 補助対象経費

本事業実施に係る報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、備品購入費から、利用者負担金その他の収入額を控除した額

6 留意事項

対象者等への経済的給付に当たる費用は、補助対象外とする。

障害者施策推進区市町村包括補助事業（1）選択事業

ム「地域生活支援拠点連携強化支援事業」について

1 事業の目的

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、相談、緊急時の受入対応、専門人材の確保・養成等の機能を有する地域生活支援拠点における連携強化に取り組む区市町村を支援する。

2 補助対象事業

以下の地域生活支援拠点の連携を強化する取組を補助する。

- (1) 地域生活支援拠点の連携強化のための会議・事例検討会等
- (2) 連携体制構築の中心的な役割を担う拠点コーディネーターの配置
- (3) 地域生活支援拠点との連携に基づく指定短期入所事業所における利用者の緊急受入

3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に運営することができる法人等への委託又は補助により実施することができる。

4 補助基準額（補助率1／2）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ①会議開催等に係る経費 | 1区市町村当たり上限 130,800円／年額 |
| ②コーディネーター配置に係る人件費 | 1人当たり上限 225,000円／月額 |
| ③緊急受入経費 | 1,120円／件 |

5 補助対象経費

- (1) 地域生活支援拠点の連携強化のための会議・事例検討会・出張費用等
- (2) 連携体制構築の中心的な役割を担う拠点コーディネーターを配置する人件費
- (3) 指定短期入所事業所が地域生活支援拠点からの依頼により利用者の緊急受入を行った際の支出

6 留意事項

- (1) 4②の算定については、地域生活支援拠点等機能強化加算に準拠すること。ただし、コーディネーターの常勤・非常勤は問わない。非常勤の場合は、月14日以上勤務している者を対象とする。
- (2) 地域生活支援拠点等機能強化加算を算定する場合は補助の対象としない。

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話03（5320）4151

福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
電話03（5320）4151

III 人材確保・育成支援関連事業



A 職員確保に関する支援策について知りたい

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円／月を基準として、家賃の一部を補助

●月額8.2万円／戸、補助率7／8または1／2 ※利用条件あり

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当（障害） ☎03-3344-7280

職員募集情報の掲載

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策推進担当 ☎03-5320-4095



マッチング支援

地域密着相談面接会

東京都福祉人材センターにおいて、区市町村社会福祉協議会や行政、ハローワーク等と連携し、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、地域の施設・事業所による相談面接会を実施

問 東京都福祉人材センター 福祉のしごと相談・面接会係 ☎03-5211-2860

専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業



福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

●月額1万円（5年目までの職員は1万円加算）

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室 居住支援手当（障害）担当 ☎03-6302-0125

求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業（飯田橋）

飯田橋の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 ☎03-5211-2860

マッチング支援

マッチング強化策

東京都福祉人材センターにおいて、福祉分野を希望する求職者の相談に応じる出張相談、採用担当者及び管理職層向けセミナー、職場見学ツアーを実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 ☎03-5211-2860

働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報 公表事業

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当 ☎03-3344-8552

職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

●年60万円／1人、上限5年

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 ☎03-6302-0280

求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業（立川）

立川（多摩支所）の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所 ☎042-595-8422

体験・就業支援

ふくしチャレンジ職場体験事業

職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当 ☎03-5320-4049

職員確保支援

障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業

重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進

問 障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156

合同就職説明会

福祉の仕事就職フォーラム

東京都福祉人材センターにおいて、都内の社会福祉法人等が出展する大規模な合同就職説明会を開催

問 東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所 ☎042-595-8422

体験

フクシを知ろう！おしごと体験

高校生等を対象とした福祉施設での職場体験等を実施

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当 ☎03-5320-4049

魅力発信事業

福祉の仕事イメージアップキャンペーン

インターネット広告やSNS広告等により、年間を通じた福祉の仕事の魅力等のイメージアップキャンペーンを展開

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当 ☎03-5320-4049

B DXに関する支援策について知りたい

DX導入支援

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業

障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援

問 障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156、児童福祉施設担当 ☎03-5320-4374
障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579、居住支援担当 ☎03-5320-4151

DX活用支援

障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業

DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援

問 公益財団法人東京都福祉保健財団



C 職員の資格取得支援・キャリアアップ・研修に関する支援策について知りたい

資格取得支援に関すること

資格取得支援

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助

- 対象資格：介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師
10万円／1人、補助率1／2

公益財団法人東京都福祉保健財団
人材養成部 福祉人材養成室
障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修・イベント情報の提供

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

生活福祉部地域福祉課
福祉人材対策推進担当
☎03-5320-4095



管理者向け研修

障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修及び取組事例等の動画配信を実施

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修

障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるため、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 権利擁護研修担当
☎03-6302-0394



研修

社会福祉事業従事者人権研修

社会福祉事業に従事する方を対象に、人権についての研修を実施

生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



研修

発達障害者支援体制整備推進事業（専門的人材育成）

発達障害児（者）の支援に従事する専門的人材の育成のための研修を実施

障害者施策推進部精神保健医療課 生活支援担当
HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。



研修に関すること

研修受講支援

代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業

障害福祉サービス事業所等が職員の資質向上を図るために研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣

障害者施策推進部地域生活支援課
在宅支援担当 ☎03-5320-4579



研修

強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者（児）に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として、強度行動障害支援者養成研修を実施

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修

グループホーム従事者人材育成支援事業

グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要な知識を習得するための研修を実施

障害者施策推進部地域生活支援課 居住支援担当
☎03-5320-4151



研修

依存症支援者研修

依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的とした研修を実施

HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。
 • 東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課
広報研修担当 ☎03-3302-7704
 • 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課
研修担当 ☎042-376-6580
 • 東京都立精神保健福祉センター 調査担当
☎03-3844-2210
 右の二次元バーコード（事業所一覧）から各センターのトップページをご参照ください。
 研修期間実施時期に案内が掲載されます。



研修

精神保健福祉研修

精神保健及び精神障害者の福祉に関する最新情報の提供と対人援助技術の向上を図ることを目的とした研修を実施

HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。
 • 東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課
広報研修担当 ☎03-3302-7704
 • 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課
研修担当 ☎042-376-6580
 • 東京都立精神保健福祉センター 調査担当
☎03-3844-2210
 右の二次元バーコード（事業所一覧）から各センターのトップページをご参照ください。
 研修期間実施時期に案内が掲載されます。





D 福利厚生の充実・施設（事業所）運営に関する支援策について知りたい

職員の福利厚生に関すること

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 (再掲)

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円／月を基準として、家賃の一部を補助

- 月額8.2万円／戸、補助率7／8または1／2 ※利用条件あり

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当（障害）
☎03-3344-7280

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業

NEW!

(再掲)

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

- 月額1万円（5年目までの職員は1万円加算）

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室
居住支援手当（障害）担当 ☎03-6302-0125

職員の待遇改善支援

福祉・介護職員待遇改善加算取得促進事業

福祉・介護職員待遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進するため、事業所へ助言・指導等を行う

問 福祉・介護職員待遇改善加算取得に関する
無料相談窓口 ☎0120-179-117

職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業 (再掲)

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

- 年60万円／1人、上限5年

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 ☎03-6302-0280

働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 (再掲)

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉情報室 宣言情報公表担当 ☎03-3344-8552

施設（事業所）運営に関すること

相談窓口

人材定着・離職防止相談支援事業

東京都福祉人材センターにおいて、福祉事業従事者等を対象とした仕事や職場の悩みを受け付ける相談窓口を設置

問 東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860

専門職による伴走支援

障害者支援施設等支援力育成派遣事業

高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、障害者支援施設等へ専門職等を派遣

問 障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156

専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業

NEW!

(再掲)

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当
☎03-5320-4579

IV 指定申請・変更届に係る

提出書類一覧

指定申請 提出書類一覧

申請書及び添付書類		備考
申請書	指定申請書 指定に係る記載事項(福祉型)又は(福祉型強化)、(医療型)、(共生型)	様式第1号・別紙 付表5
加算届出	介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表 重度障害者支援加算に関する届出書及び研修修了証の写し 単独型加算 栄養士配置加算に関する届出書及び管理栄養士免許又は栄養士免許の写し 送迎加算に関する届出書及び車検証の写し 常勤看護職員配置等加算に関する届出書及び各種資格証明書の写し 医療連携体制加算(IX)に関する届出書及び各種資格証明書の写し及び重度化した場合における対応に関する指針 福祉専門職員配置等加算に関する届出書及び各種資格証明書の写し又は実務経験証明書 日中活動支援加算に関する届出書及び各種資格証明書の写し 地域生活支援拠点等に関する加算の届出書及び及び市区町村からの通知等	別紙1 加算様式1 加算様式2 加算様式3 加算様式4 加算様式5 加算様式6 加算様式7 加算様式8
添付書類	【実施主体が地方公共団体である場合】当該事業の実施について定めてある条例等 登記事項証明書(法人登記) 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合は当該施設を含む) 建物登記(自己所有の場合)又は賃貸借契約書(賃貸借の場合) 設備の概要(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合は当該施設を含む) 事業所の管理者の雇用契約書及び経歴書 勤務形態一覧表(職員配置状況確認調査表) 運営規程 主たる対象者を特定する理由書 ※主たる対象者を特定する場合に必要です。 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 協力医療機関の名称及び診療科名のリスト 当該協力医療機関との契約の内容 法第36条第3項各号非該当誓約書及び役員名簿 就業規則	参考様式1 参考様式2-1 別紙2 記載例 参考様式3 参考様式4 参考様式5 参考例 参考様式6
その他	事業開始届 申請者の定款 事業計画書 収支予算書 当該申請に係る事業に係る資産の状況(貸借対照表、財産目録等) 耐震化調査票 関係法令等確認書(市区町村・建築・消防) 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票 メールアドレス登録	別紙3 参考様式7 参考様式8 別紙4 様式あり 様式あり 様式あり

変更届の提出書類一覧（短期入所①）

変更届の提出は、事業所単位になります

- ● ● 必須書類
- ▲ ● ● 変更内容次第で提出が必要となる書類

加算等に係る変更に係る変更届 ※提出書類一覧（短期入所②）参照

届出が15日以前になされた場合は翌月1日から
届出が16日以降になされた場合は翌々月1日から算定が可能です
(15日が土日祝日と重なる場合は繰り上げになります。
また、財団への到着日が基本ですので早めの提出を願います)

その他、下記変更事由に係る変更届
変更があった日から10日以内に届け出てください

定員増減や移転、事業所内の居室等の仕様変更など
2ヶ月前にはご相談ください。来庁にて詳細なご相談が必要となります
図面等の確認や、場合によっては現地確認が必要になります

変更届提出先

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室 短期入所 宛
※ 郵送で提出願います。

変更事由		申請書		定款・寄付行為	条例(公営事業所のみ)	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	平面図(参考様式)	登記(全部)事項証明書など建物の所有権が確認できる書類(自己所有物件を使用する場合)	賃貸借契約書(写)(賃貸物件を使用する場合)	設備・備品リスト(参考様式)	経歴書 管理者	勤務体制表(職員配置状況確認表)	運営規程	苦情対応窓口一覧表等	非該当誓約書及び役員名簿	事業所一覧	主たる対象者を特定する理由(参考様式)	協力医療機関リスト・協定書等	短期入所事業所における耐震化に関する調査票	関係機法令等確認書	メールアドレス登録・変更届出書	移行者リスト	廃止・休止・開始届		
		変更届出書(第2号様式)	付表5																						
事業者・事業所の基本情報の変更	事業所の名称の変更	①・⑫	● ●	公営事業所の場合、条例に変更のない場合は提出不要です。																					
	事業所の所在地の変更	②・⑦・⑫	● ●																						
	法人名称の変更	③・⑫	●	●																					
	法人所在地の変更	④	●																						
	電話番号、FAX番号の変更	事業所	②	●	●	法人の電話番号・FAX番号が変わるのは、第2号様式の変更前・変更後の欄にご記入ください。 また、その場合は、付表5の提出は不要です。																			
		法人	④	●																					
	法人代表者の変更	⑤	●	●	●	●	●																		
	定款・寄付行為等の変更(当該事業に関する物)	⑥	●	●	●	●		●																	
	役員の変更	⑥	●	●	●	●		▲	●																
	平面図・設備の変更	⑦	●	●	●	●		●	▲	●															
	管理者の変更(氏名変更・住所変更含む)	⑧	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	事業所の種別の変更(併設型・空床利用型・単独型)	⑯	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	定員数(増・減)	⑮	●	●	●	●		●		▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	都からの連絡先メールアドレスの変更	-																							
	事業廃止・休止・開始	-																							
運営規定の変更	主たる対象者の変更	⑪・⑫	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	利用料、その他費用の変更	⑫	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	苦情窓口の変更	⑫	●	●	●	●	●	●																	
	運営規定の文言の変更	⑫	●	●	●	●	●	●																	
その他	協力医療機関の変更	⑯	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要の変更	⑯	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	⑳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

変更届の提出書類一覧（短期入所②）

変更届の提出は、事業所単位になります

● … 必須書類

▲ … 変更内容次第で提出が必要となる書類

加算等に係る変更に係る変更届

<報酬が増加する場合>

届出が15日以前になされた場合は翌月から
届出が16日以降になされた場合は翌々月から算定が可能です

<報酬が減少する場合>

速やかに届出⇒報酬が減少する事実が発生した日から算定を変更

変更届提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部

障害福祉事業者指定室（短期入所）

※ 郵送でも持参でも構いません。

変更事由	変更届出書 (第2号様式) 「変更があつた事項」欄に 当てはまる数字	申請書		加算届出													平面図 (参考様式 1) ・ 周辺 地図	勤務 形態一覧表 (別紙2)	運営 規程	
		変更 届出書 (第2号 様式)	付表5	介護給付費 等の算定に 係る体制等 状況一覧表 (別紙1)	重度障害者 支援加算に 関する届出 書 (加算様式 1)	研修修了証 の写し ※1	栄養士配置 加算及び単 独型加算に 関する届出 書 (加算様式 2)	管理栄養士 免許又は栄 養士免許の 写し	送迎加算に 関する届出 書 (加算様式 3)	車検証の写 し	常勤看護職 員配置等加 算に関する届 出書 (加算様式 4)	資格証 の写し	医療連携体 制加算(IX) に関する届 出書 (加算様式 5)	福祉専門職 員配置等加 算に関する届 出書 (加算様式 6)	日中活動支 援加算に關 する届出書 (加算様式 7)	地域生活支 援拠点等に 關連する加 算の届出 (加算様式 8)				
報酬に 関する 変更	施設区分(福祉型、福祉型強化、医療型)、各種減算(定員超過、職員欠如、大規模)	⑬	● ● ●														● ▲		● ▲	
	重度障害者支援加算(強度行動障害)	⑬	● ● ● ● ●															● ▲		● ▲
	単独型加算	⑬	● ● ● ●				●										● ●	● ●	● ▲	
	栄養士配置加算 I・II	⑬	● ● ●					● ●										● ●	● ▲	
	食事提供体制加算	⑬	● ● ●																● ▲	
	送迎加算	⑬	● ● ●						● ●										● ▲	
	常勤看護職員等配置加算	⑬	● ● ●							● ●								● ●	● ▲	
	医療連携体制加算(IX)	⑬	● ● ●								▲ ●								● ▲	
	福祉専門職員配置等加算(I)(II)	⑬	● ● ●									● ●						● ●	● ▲	
	日中活動支援加算	⑬	● ● ●									● ●						● ●	● ▲	
	地域生活支援拠点等	⑫⑬	● ● ●														● ●		● ●	
	虐待防止措置未実施減算	⑬	● ● ●																	
	業務継続計画未実施減算	⑬	● ● ●																	
	情報公表未報告減算	⑬	● ● ●																	
	身体拘束廃止未実施減算	⑬	● ● ●																	
	福祉・介護職員等処遇改善加算	⑬		当該加算の届出先は、処遇改善加算の専用ヘルプデスク(03-5320-4230(直通))になります。																

※1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)・重度訪問介護従業者養成研修・行動障害支援課程・行動援助従業者養成研修

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

問合せ先一覧

R7.5時点

NO.	問合せ事項	所管部署	連絡先等
1	短期入所の申請等について	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0286(直通)
2	短期入所運営、制度について 都加算の制度全般について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
3	短期入所の施設整備費補助について	東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当	03-5320-4152(直通) または 03-5320-4377(直通)
4	介護給付費の報酬請求手続きについて	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護福祉課障害福祉係	03-6238-0224(直通)
5	都加算の請求手続きについて	各区市町村福祉所管課	—
6	短期入所開設準備経費等補助金について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
7	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「不特定多数の者」対象研修(第1号、第2号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局高齢社会対策部 介護保険課介護人材担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/ ②03-5320-4267(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/
8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「特定の者」対象研修(第3号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/ ②03-5320-4579(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/
9	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
10	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業・ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業・ 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業・ 代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事業・ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業・ について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
11	福祉・介護職員処遇改善加算について 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課処遇改善加算担当 (障害福祉)	03-5320-4230(直通)
12	建築確認等の建築基準法の相談窓口について	各区市等の特定行政庁	—
13	必要な消防設備等について	各地域所管の消防署	—
14	NPO法人の運営について	東京都生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課NPO法人担当	03-5388-3095(直通) ※関連HP(よくご確認ください) https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/

V

障害福祉計画概要

東京都障害者・障害児施策推進計画の概要 (令和6年度～令和8年度)

(東京都障害者計画)
(第7期東京都障害福祉計画)
(第3期東京都障害児福祉計画)



一人ひとりと生きるまち。



第3 計画の基本理念と施策目標

1 基本理念 (55～56 ページ)

- 東京都は、これまで「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である」という理念を掲げ、障害者施策を推進してきました。
- 本計画では、この理念を踏まえ、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」の実現を目指して、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

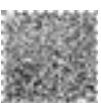
障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に暮らし、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働く社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者本人の希望や状況に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。



第2章 目標達成のための施策と取組

第1 施策目標と取組の体系 (63 ページ)

施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進	
1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組	
2 虐待防止等への対応	
3 障害者への情報保障の充実	
4 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進	
5 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり	
施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり	
1 地域におけるサービス提供体制の整備	
2 地域生活を支える相談支援体制等の整備	
3 地域移行の促進と地域生活継続のための支援	
4 保健・医療・福祉等の連携による支援体制	
5 障害者の住まいの確保	
6 安全・安心の確保	
施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実	
1 障害児への支援の充実	
2 全ての学校における特別支援教育の充実	
3 職業的自立に向けた職業教育の充実	
施策目標Ⅳ いきいきと働く社会の実現	
1 一般就労に向けた支援の充実・強化	
2 福祉施設における就労支援の充実・強化	
施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用	
1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実	
2 障害福祉サービス事業所におけるDXの活用	
3 障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成	

施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

1 地域におけるサービス提供体制の整備 (132~147 ページ)

- ◆ 障害者が希望する地域で安心して暮らしていくために、障害者の高齢化や障害の重度化などの障害者の状況の変化や医療的ケアなどの多様なニーズにも対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。
- ◆ 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、グループホームや通所施設など地域生活基盤の整備を促進します。
- ◆ 家族の状況の変化や緊急事態にも対応し、障害者が地域での生活を継続できる支援体制として、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、機能の充実を図ります。

障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標

事 項	内 容	令和8年度末目標
地域居住の場の整備 (グループホーム)	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	2,700 人増
日中活動の場の整備 (通所施設等)	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	5,100 人増
在宅サービスの充実 (短期入所)	障害者・障害児が身近な地域で短期入所を利用できるよう、整備を促進します。	140 人増

地域生活基盤における重度障害者の利用者数の見込

事 項	令和8年度末目標
地域居住の場（グループホーム）	1,000 人増
日中活動の場（生活介護）	2,600 人増
在宅サービス（短期入所）	1,500 人増

(注)各人数は、重度障害者や医療的ケア等に係る加算等の算定対象者数(複数の加算等対象者数の合計)。

